

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 新生会

当法人は、職員全員が仕事と子育てを両立しながら、働きやすい環境をつくることによって、その経験や能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2 内容

目標1 年次有給休暇取得日数を最低6日以上、平均12日以上を目指す。

(対策)

- ・ 令和4年4月1日から
- ・ 取得状況を把握し、取得計画を策定する。